

資料2-4

詰問参考資料（学制改革關係）

質問参考資料目次（学制改革関係）

【】内はページ番号

小中一貫教育関係

- ・子供の発達の早まりについて 【4】
- ・いわゆる「中一ギャップ」について 【5】
- ・義務教育の目的・目標に関する関係法律の規定 【6】
- ・研究開発学校等における小中一貫教育の取組の経緯 【7】
- ・現在の研究開発学校・教育課程特例校制度を利用した小中連携の取組 【8】
- ・小中一貫教育の現行の取組の多様性 【9】
- ・研究開発学校・教育課程特例校の取組の効果 【10】
- ・【事例1】広島県呉市における取組 【11】
- ・【事例2】東京都品川区における取組 【12】
- ・【事例3】東京都三鷹市における 【13】
- ・教員養成・免許制度について 【14】
- ・教科等の担任制の実施状況(小学校)(平成25年度) 【17】

高専生への関係(高専生の早期卒業)

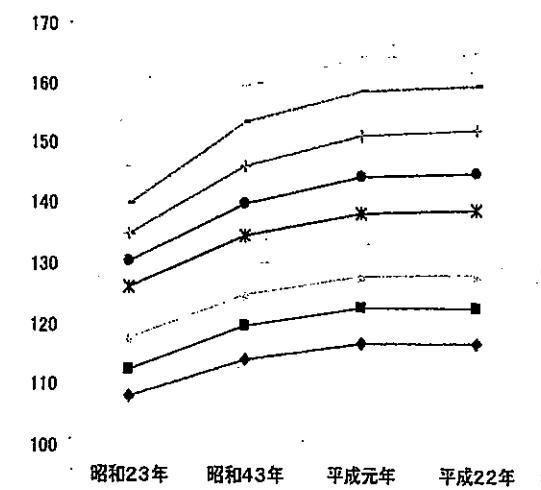
- ・中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会審議まとめ（平成26年6月）概要(抜粋) 【19】
- ・高校の卒業に関する制度 【20】
- ・大学へのいわゆる「飛び入学」について 【21】
- ・大学・大学院の早期卒業者数 【22】
- ・大学院への飛び入学の実施状況 【23】
- ・高等学校卒業程度に関するその他の制度(高卒認定試験) 【24】
- ・高校早期卒業制度検討に関する関係規定 【26】
- ・飛び入学、早期卒業に関する提言 【27】

高等専校関係(専攻科から大学への編入学)

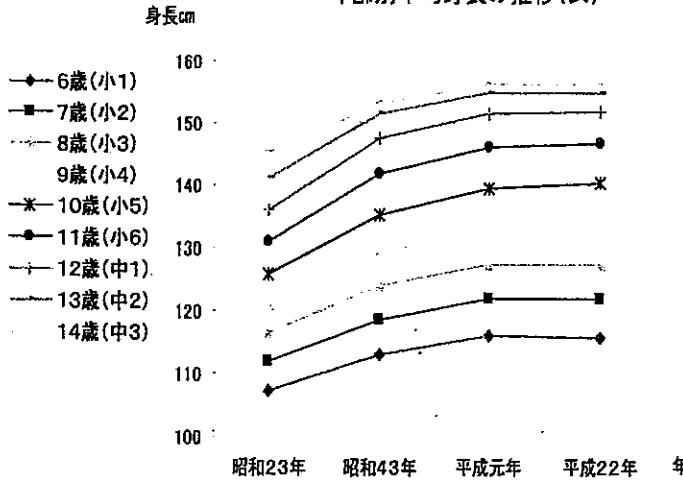
- ・大学への編入学について 【30】
- ・大学と各学校種間の単位認定・編入学の現状 【31】
- ・専門学校から4年制大学への編入学者数・編入学率の推移 【32】
- ・短期大学、高等専門学校から4年制大学への編入学者数・編入学率の推移
- ・高等学校専攻科の概要 【34】
- ・高等学校専攻科と専修学校専門課程の比較例 【41】
- ・保健師助産師看護師学校養成所指定規則における教育内容 【42】
- ・専攻科から上級学校への編入学のニーズ 【43】
- ・専攻科、編入学関係規定 【44】
- ・専攻科からの編入学にかかる過去の提言 【45】

子供の発達の早まりについて

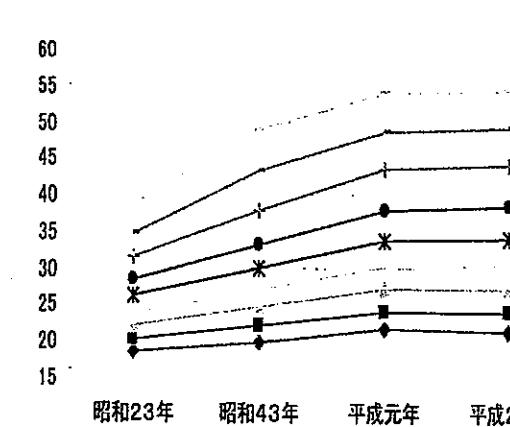
年齢別平均身長の推移(男)



年齢別平均身長の推移(女)



年齢別平均体重の推移(男)



体重kg

年齢別平均体重の推移(女)

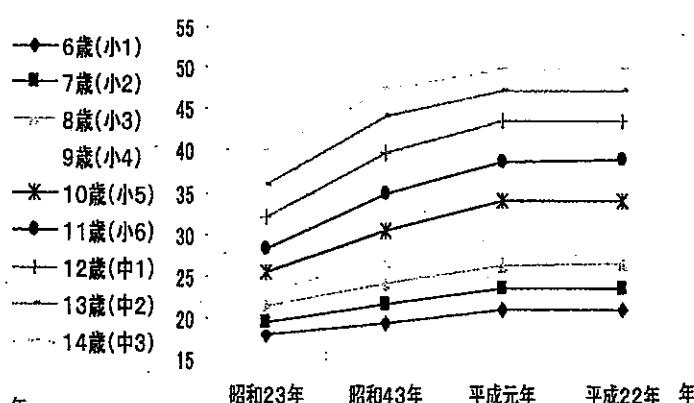
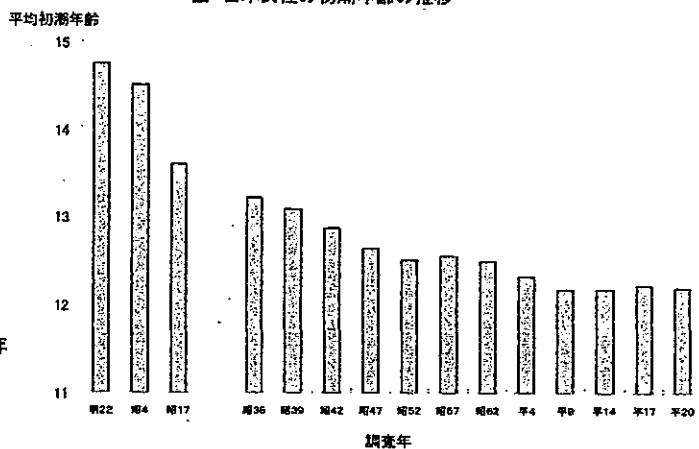


図 日本女性の初潮年齢の推移



(大阪大学大学院人間科学研究科・比較発達心理学研究室による全国初潮調査結果より。昭和17年以前は松本亦太郎「精神及身体発達の研究」(1937)より)

日本女性の平均初潮年齢は昭和36年当時と比較して1年程度早まっている

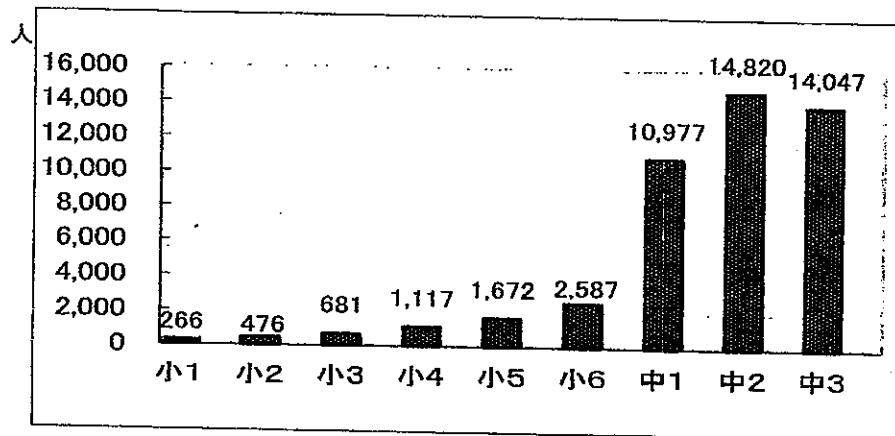
(←昭和23年は学校衛生統計、昭和43年～平成22年は学校保険統計調査より)

身長、体重いずれも、昭和23年のある学年の平均値は、平成22年の2～3年前の学年の平均値に相当する = 身体的発達の早まり

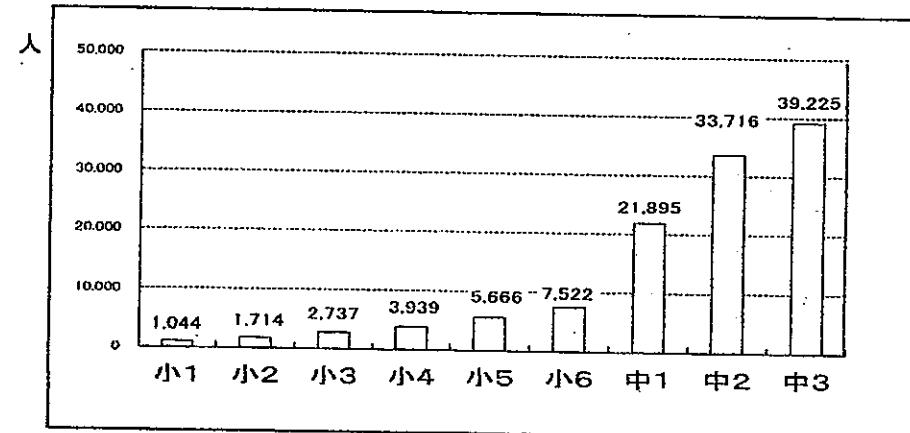
→ 例えば昭和23年の中1(12歳)の平均値は平成22年的小4～小5(9～10歳)の平均値に相当

いわゆる「中一ギャップ」について

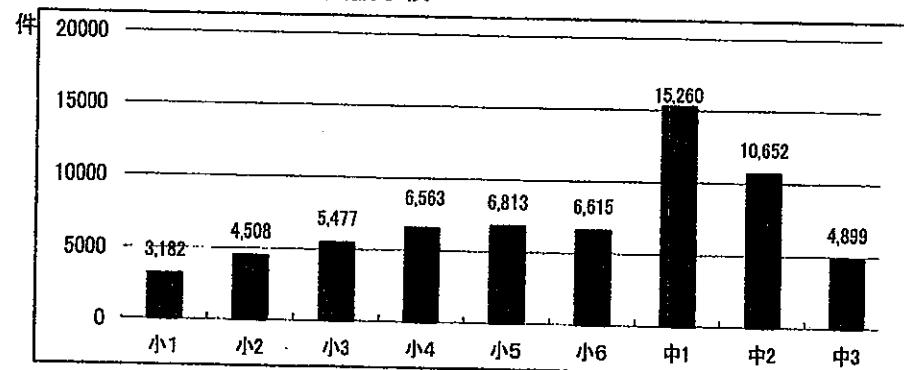
暴力行為の加害児童生徒数(学年別内訳)
国公私立小・中学校



不登校児童生徒数(学年別内訳)
国公私立小・中学校



いじめの認知件数(学年別内訳)
国公私立小・中・特別支援学校



(注1) 暴力行為加害児童生徒数は、「対教師暴力の状況」「生徒間暴力の状況」「対人暴力の状況」及び「器物損壊の状況」に計上された加害児童生徒数の数値を合計したものと一致している。

(注2) 不登校の定義は、年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由を除き、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者」

文部科学省 「平成23年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果

→ 暴力行為の加害児童生徒数、いじめの認知件数及び不登校児童生徒数は、いずれも、中学校1年生段階で急増する = 中学校での学習や生活への不適応

義務教育の目的・目標に関する関係法律の規定

○教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）（抄）

第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

○学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）（抄）

第21条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法(平成18年法律第120号)第5条第2項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- 六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- 九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

第29条 小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

第30条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 2 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

第45条 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。

第46条 中学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

第49条 第30第2項、第31条、第34条、第35条及び第37条から第44条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第30条第2項中「前項」とあるのは「第46条」と、第31条中「前条第1項」とあるのは「第46条」と読み替えるものとする。

研究開発学校等における小中一貫教育の取組の経緯

昭和51年

研究開発学校制度の創設

平成12年度～ 広島県呉市 [事例1] が、研究開発学校による小中一貫教育の取組を開始
※ 研究開発学校としての指定は、延長含め平成18年度まで

平成16年4月

構造改革特別区域研究開発学校(特区研發)の創設

平成16年度～ 東京都品川区 [事例2] が「小中一貫特区」の取組を開始

平成18年4月 東京都三鷹市 [事例3] が、市内最初の小中一貫教育校
「にしみたか 学園」を開園(教育課程の特例を用いない取組)

平成20年4月

教育課程特例校制度の創設(特区研發の全国展開)

現在の研究開発学校・教育課程特例校制度を利用した小中連携の取組

学年区分	合計	国立	公立	私立
6-3（従来の区分から変更なし）	34件(807校)	3件(11校)	29件(792校)	2件(4校)
4-3-2	11件(127校)	1件(2校)	9件(123校)	1件(2校)
5-4	1件(2校)	-	1件(2校)	-
5-2-2	1件(2校)	-	1件(2校)	-
その他 (一部の教科のみ実施、幼・高と連携等)	7件(22校)	1件(2校)	5件(18校)	1件(2校)
合計	54件(960校)	5件(15校)	45件(937校)	4件(8校)

※上記の取組は、学校や地域の特性を活かした教科を新設することなどにより小中連携を推進するもの

※取組数は平成25年4月1日現在

※平成25年度学校数(平成25年5月1日現在)

小学校:21,131校、中学校:10,628校

<研究開発学校制度>

教育課程の改善に資する実証的資料を得るため、文部科学大臣が、学校教育法施行規則第55条に基づき、申請のあった学校に学習指導要領等現行の教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を認め、新しい教育課程・指導方法について研究開発する制度【指定期間は原則3年間】

<教育課程特例校制度>

文部科学大臣が、学校教育法施行規則第55条の2に基づき、学校を指定し、学習指導要領等によらない教育課程を編成して実施することを認める制度【構造改革特別区域研究開発学校を全国展開(平成20年度～)】

小中一貫教育の現行の取組の多様性

小中一貫教育に関する先行的な取組は、極めて多様

ア) 制度上の特例の活用

特例を活用している取組も活用していない取組もある。

イ) 特例の活用範囲

複数の教科について特例を活用している取組、キャリア教育に力を入れた取組など様々。

ウ) 教育課程の区切り

6年・3年のまとめでの区切りほか、4年・3年・2年での区切り、5年・4年での区切りなど様々。

エ) 小学校からの教科担任制

導入するかしないか、導入している場合でも、どの学年からどの教科で導入するかについて取組は様々。

オ) 校地・校舎の状況

小中一体型校舎を新設した取組、小学校を中学校の隣に移設した取組、既存の校地・校舎を活用した取組など様々。

研究開発学校・教育課程特例校の取組の効果

【児童生徒への影響の面での効果】

- 独自に設定した教科等がねらいとした資質・能力の育成や、学習意欲・態度の向上など、教科の学力・学習意欲の向上の面での効果
- 自己肯定感の高まりや、中学校における問題行動の減少など、児童生徒の人間性、社会性等の育成の面、生徒指導面での効果
- 中学校での学習不安の減少など、中学校生活への円滑な移行の面での効果
- 児童と生徒との交流促進による影響の面での効果

【教員への影響の面での効果】

- 小中間における子どもの実態、指導方法の違い、互いの学校が抱える課題等についての認識の共有など、小中の教員の相互理解の面での効果
- 系統的指導の充実や小中合同授業等の交流活動の活性化など、学校の教育活動の充実・指導方法等の改善の面での効果
- 学習の連続性を考慮した授業を実践する教員の増加や、小中間で指導内容を見直しをしようとの意識の高まりなど、教員の指導力向上の面での効果

【地域・保護者への影響の面での効果】

- 学区内の小・中学校全体に対する地域・保護者の理解増進

【実例】広島県市における取組

ねらい

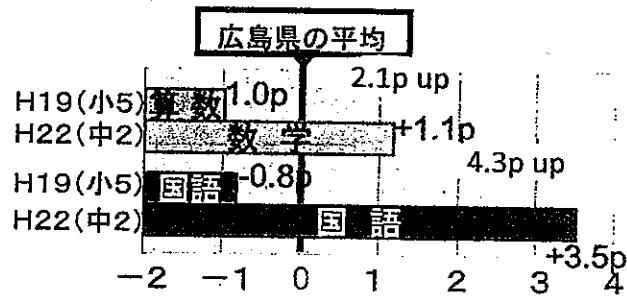
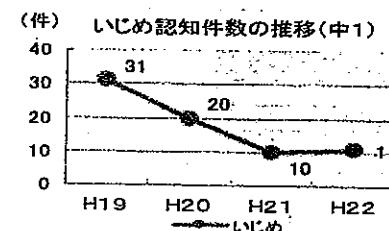
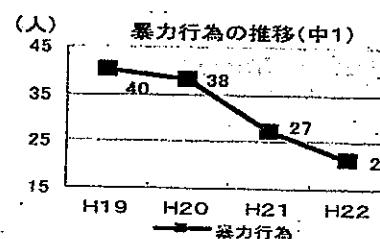
- (1) 義務教育9年間を修了するのにふさわしい学力と人間関係の力の育成
- (2) 中学校入学時の不安の解消と自尊心の向上

取組概要

- 市内の全28中学校区(施設分離型26中学校区、施設一体型2中学校区)で、現行制度の範囲内で、9年間を見通して行う小中一貫教育を実施
- 各中学校区の特色を生かし、小中合同授業、小中合同行事、小中合同研修会等を実施
- 9年間を前期(4年)、中期(3年)、後期(2年)に区切り、中期に重点をおいた教育を展開
- 学習指導要領の範囲内で、各中学校区ごとに小中一貫カリキュラムを作成

成果

- 生徒指導上の諸問題の発生件数や不登校の数が年々減少
- 児童生徒の学力の向上
- ほとんどの教員が、「授業の工夫・改善の場面が見られた」、「小中学校を一環したカリキュラムづくりは必要」と答えるなど、教職員の意識が向上



【事例2】 東京都品川区における取組

ねらい

- (1) 中学校の学習への接続を意識した小学校段階での指導を実現し、9年間継続した系統的な学習に取り組む。
- (2) 小学校から中学校への環境の激変を緩和することによりストレスを解消する。幅広い年齢の児童生徒と学校生活を共にすることにより、多様な人間関係を形成する。
- (3) 小・中学校間の情報共有により、9年間継続性のある生活指導を実現する。

取組概要

- 区内の全中学校区(施設一体型6校、施設分離型9中学校・31小学校)で、実施
- 区独自の「小中一貫教育要領」を定め、9年間の系統的な学習を実施
- 全学年に「市民科」を新設し、小1から「英語科」を実施
- 小5～中3に「ステップアップ学習(選択学習)」を新設
- 小5から教科担任制を導入
- 9年間を4年・3年・2年に区切ったまとまりで教育計画を立て実践

成果

- 国・都・品川区が実施する学力調査において全国平均を上回った学校数が増加するなど学力が向上
- 小中一貫教育実施によって、年々、不登校生徒の出現率が抑制
- 学習・生活規律の徹底、礼儀等の面で全国平均を上回る結果

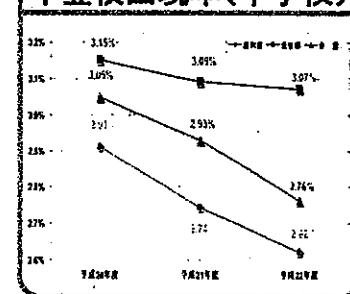
全国学力学習状況調査で全国平均を上回った学校数

	国語A			国語B		
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
6年生	24校／35校	24校／38校	28校／38校	25校／35校	23校／38校	23校／38校
9年生	6校／16校	10校／16校	11校／16校	8校／16校	6校／16校	9校／16校

算数／数学A

	算数／数学A			算数／数学B		
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
6年生	29校／38校	26校／38校	34校／38校	27校／38校	25校／38校	31校／38校
9年生	9校／16校	8校／16校	7校／16校	9校／16校	7校／16校	9校／16校

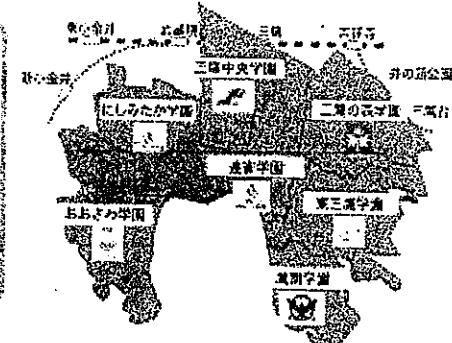
不登校出現率(中学校)



【事例③】 東京都三鷹市における取組（教育課程の特例を用いない取組）

ねらい

- (1) 小・中学校の教員が、目指すべき「15歳の姿」の共有しつつ、徹底して協働し、発達段階に即した「学び」の系統性と連続性の確保、小中の円滑な接続を図る。
- (2) 小学校の効果的な指導を発達段階を考慮して中学校に引き継ぐ。
- (3) 中学校でのつまずき、思春期等を見通した共通理解・早期対応を図る。

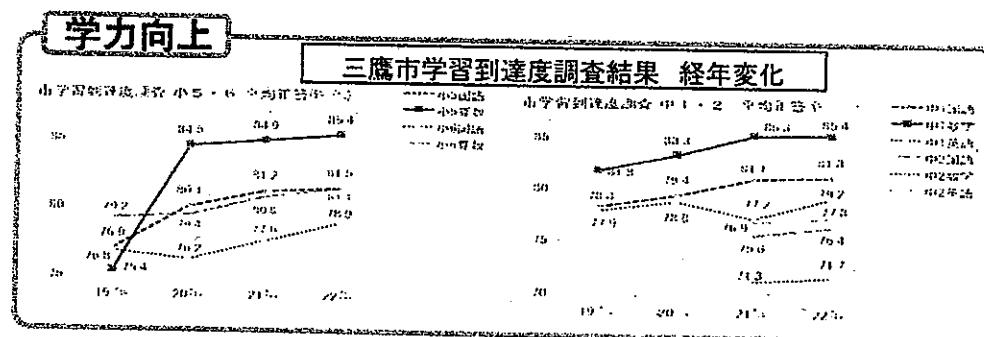


取組概要

- 義務教育9年間の教育を
 - ①現行の法制度(6-3制)の下で、②既存の小学校・中学校を存続させた形で、
 - ③コミュニティ・スクールを基盤として、④小・中一貫カリキュラムに基づき、系統性と連続性を重視して行い、児童・生徒に「人間力」と「社会力」を培う
- 全教員が小・中学校双方の教員として兼務発令を受け、相互乗り入れ授業を実施

成果

- 自然教室、水泳交流、プレ中学生体験、部活動体験、中学生の小学校ボランティア訪問等の小・小及び小・中間の交流活動により、学園の子供としての一体感が醸成
- 小・中学校の教員同士の相互理解が促進され、協力し合う姿勢が定着
- 小・中学校教員の授業交流により児童・生徒の学習意欲・学力が向上



教員養成・免許制度について

1. 免許状主義と開放制の原則

免許状主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない(免許法第3条第1項)。

開放制の原則

我が国の教員養成は、一般大学と教員養成系大学とがそれぞれの特色を發揮しつつ行っている。

2. 免許状の種類

それぞれ学校種別（中学校・高等学校については教科別）

① 普通免許状
(有効期間10年)

② 特別免許状
(有効期間10年)

③ 臨時免許状
(有効期限3年)

専修免許状(修士課程修了程度)

一種免許状(大学卒業程度)

二種免許状(短大卒業程度)

- 授与権者:都道府県教育委員会
 - 免許状の有効範囲
 - ・普通免許状 : 全ての都道府県
 - ・特別免許状
 - ・臨時免許状
- 授与を受けた
都道府県内